

本市の現在の取組

- インターネット上の人権侵害に関する無料専門法律相談の提供（R5年度～）
- 市民等からの情報提供により「同和地区の識別情報（※）」について法務局に対しプロバイダ等へ削除を要請するよう依頼
 - ※「同和地区の識別情報」とは、「〇〇地区は同和地区であった（ある）」などと指摘する情報。
- 情報リテラシーや情報発信モラルについての教育・啓発
- 国に対し、大阪府などと共同でインターネット上の人権侵害に対する実効性のある対策の構築を要望

《市会における質疑》

・ 令和6年9月19日 市政改革委員会（自民くらし：松崎委員）

（質疑） 差別的な投稿などをモニタリングし、積極的に減らしていく取組が必要

（答弁） 表現の自由に配慮しつつ早期に実施できるよう、検討を進めてまいる

・ 令和7年3月10日 市政改革委員会（自民くらし：松崎委員）

（質疑） モニタリングについて現在の状況をお聞きする

（答弁） 令和7年度より実施したい

インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について

対応案

【基本的な考え方】

モニタリングの実施にあたっては、表現の自由に十分配慮することが必要であり、以下の点に留意する。

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| a 目的性 モニタリング目的が明確である | d 公平性 モニタリング範囲や対象の選択が恣意的でない |
| b 相当性 目的に照らして対象や手法が必要最小限 | e 透明性 基準や手続きが公開されている |
| c 客観性 モニタリング対象の基準が明確である | |

【モニタリング実施案】

目 的： 人権侵害のおそれが高い書き込み等について、**法務局へ削除要請依頼を行う** [a]

※法務省(局)では、インターネット上の人権侵害情報に対する救済措置（調査、削除要請等）を講じている。
その端緒のひとつに「関係行政機関の通報又は情報があった場合」とされている。（平成16年法務省権調第604号通知）

対 象： **同和地区（市内）の識別情報** [b,c]

※法務省が「人権侵害のおそれが高い」「原則、削除要請の対象」と明示。（平成30年法務省権調第123号依命通知）
表現形態がわかりやすく、その判断に恣意性が入りにくい。

体 制： 職員による**直営**で実施

手法等： 関連ワードによる自動検出→確認・**特定アカウントは追跡しない・実施の概要を公開** [b,c,d,e]

開 始： 令和7年8月～

インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について

【参考】インターネット上の人権侵害を取り巻く状況

<国の対応>

- ・ **侮辱罪の厳罰化**（R4年7月）： 1年以下の懲役・禁固、30万円以下の罰金を追加
- ・ **情報流通プラットフォーム対処法の施行**（R7年4月）：

大規模事業者に被害者からの**削除申出窓口の整備等**や**削除基準の策定・公表等**を義務付け

<大阪府の対応>

- ・ 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり**条例を改正**（R6年4月施行）
被害者からの申出により（※）プロバイダ等へ**削除要請**、発信者への**説示又は助言**など

※被害者が自ら削除要請を行っても削除されず、不当な差別的言動があることが明らかな場合

<政令指定都市の状況>

- ・ **10市がモニタリングを実施**（対象：同和地区の識別情報・9市 外国人・1市）

同和地区の識別情報を探知した場合は、法務局へプロバイダ等への削除要請を依頼